

令和4年度

業務適正化評価報告書審査意見書

令和5年11月

鳥取県監査委員

第 7 4 号
令和 5 年 1 1 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 奈 良 井 恵

鳥取県監査委員 牧 田 宗 大

鳥取県監査委員 川 部 洋

令和 4 年度業務適正化評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度業務適正化評価報告書について、鳥取県監査基準（令和 2 年鳥取県監査委員告示第 1 号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和4年度業務適正化評価報告書審査意見書

| | | | |
|----|------------|-------|---|
| 第1 | 審査の概要 | ----- | 1 |
| 1 | 審査の対象 | ----- | 1 |
| 2 | 審査の着眼点 | ----- | 1 |
| 3 | 審査の実施内容 | ----- | 1 |
| 第2 | 意見 | ----- | 1 |
| | (参考) 審査の内容 | ----- | 4 |

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度業務適正化評価報告書

2 審査の着眼点

(1) 評価手続に係る記載の審査

- ① 評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な業務適正化の評価項目並びに評価方法等について、著しく不適切又は不十分な点がある場合には、指摘を行い、長は、必要に応じて、評価のやり直しを行う。
- ② 評価範囲に含まれるべき業務適正化対象事務について不足なく評価されているか、評価項目に対応する業務適正化の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないかといった観点から検証する。

(2) 評価結果に係る記載の審査

- ① 長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかどうか、是正された整備上の重大な不備が評価基準日までに正しく是正されたかといった観点から検証する。
- ② 長によって把握されていない業務適正化の不備を把握した場合には、把握した段階で早期の改善又は是正を求めた上で、重大な不備については、審査意見として記載する。
- ③ 整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備とすべきものがあるときは、評価結果に係る記載は適当ではなく、業務適正化対象事務に係る業務適正化は有効に整備又は運用されていないものとして、審査意見として記載する。

3 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係データベース及び関係書類等の確認、また推進所管課及び評価所管課への事務監査及び本監査のほか、実地確認を行い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

第2 意見

(1) 評価手続

- ① 令和3年度業務適正化評価報告書審査意見においては、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案が散見されたことから、業務点検チェックリスト等について令和4年度における運用状況の確認を求めたところ、中間評価を新たに実施することとし、所属において自己点検に取り組み、不適切事務件数は前年度の306件から199件に減少したも

のの、全所属の 31%、69 所属で発生している。

については、引き続き業務点検チェックリスト等の活用により不適切事案の抑制に努められたい。

② 個人情報管理については、24 件の個人情報流出事故があった。

令和 4 年度における評価基準(不備と重大な不備)では、『量的重要性、質的重要性のいずれかが高い不適切な事務について、(中略)対応策が十分でなく不適切な事務を今後も生じさせる恐れがある場合を「不備」とする。また、不備のうち、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高い場合を「重大な不備」とする』とされている。

これらの基準に照らして上述の個人情報流出事案を評価した結果として、発生数等から量的重要性の観点からは不備と評価されている。

また、「質的重要性」については、『県民の信頼に及ぼす影響を考慮し、次のいずれかに該当するものを重要と評価する。ウ 懲戒処分の指針に該当するもの。エ 県民の生命、健康その他安全に影響するもの。』とされているところであるが、質的重要性の観点からは不備とは評価はされていない。

しかしながら、当該事案は鳥取県個人情報保護条例に規定する個人情報保護の重要性の観点や、鳥取県情報公開条例第 9 条第 2 項の非開示情報に該当する内容が漏出した案件が含まれており、一定の個人情報が本人の意思に反して他者に知られないよう保護すべきとされていることに照らして考えれば、評価結果として著しく均衡を失していると言わざるを得ないと考える。

については、殊個人情報の不適切な管理事案については、鳥取県個人情報保護条例や鳥取県情報公開条例の理念や運用方針との整合性を図り、県民個人の立場から見て妥当な評価となるよう基準の見直しを図られたい。

(2) 評価結果

① 財務については、契約事務について適切な事務処理が行われていなかった事案が定期監査において散見された。

については、不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続き業務点検チェックリストの活用を図られたい。

| 内 容 | 件数 | 発生要因 |
|------------------|----|-----------------------------|
| 契約の締結過程に不備があったもの | 51 | 関係規程等への認識不足 契約書等作成時の確認不足 |
| 契約の履行管理に不備があったもの | 25 | 関係規程等への認識不足 契約書の確認不足 |

② 財務について、過年度調定及び過年度支出といった不適切な事務処理が定期監査において散見された。

については、重要度の高いリスクと未然防止策の取組が確実に実施されるよう努められたい。

| 内 容 | 件数 | 発生要因 |
|-------|----|------------------|
| 過年度調定 | 3 | 関係規程等への認識不足 |
| 過年度支出 | 4 | 担当者の失念、上司の進行管理不足 |

(3) その他

業務適正化制度は、試行期間を含めると4年目となるが、PDCAサイクル（報告書1ページ参照）を通じてリスクを認識し、未然防止策を実践するという理念の浸透が不十分であると見受けられる。

については、職員の制度に対する理解の促進と所属における具体的な未然防止策の周知・実践をさらに進められたい。

(参 考) 審査の内容

1 監査委員と業務適正化推進本部事務局長との意見交換

令和5年2月3日、令和5年9月7日

2 事務監査

令和5年9月12日、14日

3 本監査

令和5年9月15日

4 業務適正化関係通知の確認

| 通知日 | 通知名 |
|------------|---|
| 令和4年3月28日 | 令和4年度の業務適正化の取組について（通知） |
| 令和4年6月13日 | 業務適正化に関する実地検査（令和4年度）について（通知） |
| 令和4年12月26日 | 令和4年度業務適正化の取組に係る自己点検（中間評価）の実施について（通知） |
| 令和5年1月30日 | 業務適正化に関するDB活用研修の実施について（通知） |
| 令和5年3月9日 | 令和4年度業務適正化の取組に係る自己点検（最終評価）の実施について（通知） |
| 令和5年3月29日 | 業務適正化に関する実地検査で確認された不適切事務の全所属での再点検について（通知） |

5 業務適正化に係るデータベースの確認

| DB名称 | 主な内容 |
|-------------------------|--------------------|
| 業務適正化（内部統制）DB | 推進本部会議議事録、推進部局発出通知 |
| 令和4年度業務適正化業務点検チェックリストDB | 各所属の取組状況 |
| 令和4年度業務適正化研修DB | 各所属の研修実施状況 |

6 業務適正化（財務以外）に係る実地確認

個人情報管理、公文書管理及び情報管理について令和4年度業務適正化業務点検チェックリスト実施状況報告データベースで確認結果を不適正としていた所属について実地確認を行った。

| 部局名 | 所 属 | 実施年月日 | 対象事務 |
|-----------|--|-----------|---------------------------|
| 令和新時代創造本部 | 広報課 | 令和5年6月5日 | 個人情報管理、 公文書管理 |
| 西部総合事務所 | 米子県土整備局 (河川砂防課) | 令和5年6月15日 | 個人情報管理、 情報管理 |
| 危機管理局 | 消防防災課 | 令和5年6月19日 | 個人情報管理 |
| 地域づくり推進部 | ねんりんピック・ 関西ワールドマ スターズゲームズ推 進課 | 令和5年6月22日 | 個人情報管理、 公文書管理、 情報管理 |
| 生活環境部 | 緑豊かな自然課 | 令和5年6月26日 | 公文書管理 |
| 交流人口拡大本部 | 国際観光誘客課 | 令和5年7月4日 | 個人情報管理 |
| 総務部 | 財政課 | 令和5年7月5日 | 公文書管理 |
| 県土整備部 | 空港港湾課 | 令和5年7月12日 | 個人情報管理 |

7 契約事務について適切な事務処理が行われていなかった事案の詳細

| 区分 | 内容 | 件数 | 業務点検チェックリスト 該当項目及び未然防止策 |
|------------------------------|--------------|----|---|
| 契約の締 結過程に 不備があ ったもの | ① 予定価格の不適正 | 23 | 財務 12-04-02-01-① 12-04-02-01-② 未然防止策：有 |
| | ② 入札手続き等の不適正 | 12 | 財務 11-04-01-02-③ 未然防止策：有 |
| | ③ 随意契約の不適正 | 3 | 財務 13-04-02-02-① 未然防止策：有 |
| | ④ 契約書の不適正 | 13 | 財務 14-04-03-01-① 14-04-03-01-⑤ 14-04-03-01-⑥ 14-04-03-01-⑩ 未然防止策：有 |
| 契約の履 行管理に 不備があ ったもの | ⑤ 契約保証金の不適正 | 1 | 財務 14-04-03-01-④ 未然防止策：有 |

| | | | |
|--|------------|----|---|
| | ⑥ 契約変更の不適正 | 9 | 財務 14-04-03-01-⑬ 15-04-04-② 未然防止策：有 |
| | ⑦ 履行確認の不適正 | 11 | 財務 16-04-05-01-② 17-05-01-01-② 未然防止策：有 |
| | ⑧ その他 | 4 | 財務 15-04-04-01-① 未然防止策：有 |

8 過年度調定及び過年度支出について適切な事務処理が行われていなかった事案の詳細

| 事案の概要 | 件数 | 業務点検チェックリスト該当項目及び未然防止策（具体例） |
|-----------------------|----|---|
| 過年度に調定し収入すべきであったものの収入 | 3 | 財務 4-02-02-01-① 未然防止策：各所属が、年度当初に歳入予算を計上した事業の一覧等を所属内共有し、進捗管理を実施する。 |
| 過年度に支払うべきものを支払ったもの | 4 | 財務 18-05-01-02-① 未然防止策：各所属が、年度当初に、支出負担行為すべき事業等の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。 |